

令和 8 年度 第 1 回愛知県難聴児支援協議会

議 事 録

令和 8 年 7 月 15 日（水）

愛知県難聴児支援協議会

## 令和 8 年度 第 1 回愛知県難聴児支援協議会 議事録

### 1 日時

令和 8 年 7 月 15 日（水）午後 2 時から午後 3 時 40 分まで

### 2 開催場所

愛知県自治センター 6 階 602・603 会議室

### 3 出席者

今枝徹委員、江崎友子委員、岡部巨和子委員、岡本弥生委員、柏倉秀克委員、加藤久典委員、高木花織委員、高橋真理子委員、中嶋宇月委員、三宅正記委員  
10 名

#### （事務局）

福祉局障害福祉課、保健医療局健康医務部健康対策課、教育委員会事務局教育部特別支援教育課

### 4 議事

- |      |                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------|
| 議題   | (1) 難聴児支援のための中核的機能の整備について<br>(2) 障害福祉に係る次期計画の策定について                |
| 報告事項 | (1) 令和 7 年度県事業の実績及び令和 8 年度県事業について<br>(2) 他県の事例紹介（秋田県聴覚障害支援ガイド）について |

### 5 資料

次第、委員名簿、配席図、愛知県難聴児支援協議会設置要綱、資料 1～3、参考資料 1

### 6 開会

- <障害福祉課担当課長挨拶>
- <委員紹介>

### 7 議題

- (1) 難聴児支援のための中核的機能の整備について  
(障害福祉課 小田嶋主事)  
それでは、今回の会議の議題につきまして、事務局から説明をいたします。  
以降、着座にて失礼いたします。

なお、説明の際にお示しするページについては、スライド右下に記載のページとなりますのでご承知おきください。

本課では、難聴児支援のための中核的機能に係る国の方針及びあいち障害者福祉プランの計画に基づき、難聴児支援のための中核的機能、いわゆる難聴児支援センターの設置も含めて検討しており、これまでも皆様からご意見をいただいていたところです。

今回、難聴児支援のための中核的機能整備の検討にあたり、先進的に取組を実施している他県の視察を実施いたしました。

本日は、そうした他県の動向も踏まえつつ、本県における今後の整備の進め方についてお示ししたく存じます。

なお、本年度新たに本協議会の委員に就任された方もいらっしゃいますので、国の方針等について改めてご説明いたします。

資料１「難聴児支援のための中核的機能（難聴児支援センター）の整備について」の２ページ目をご覧ください。

はじめに、難聴児支援のための中核的機能に係る国の方針等について説明いたします。

令和４年２月に厚生労働省より通知された「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において、難聴児支援を担当する部局を明確にし、関係者間で顔が見える協議の場を提供するなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を行うことが求められています。

続きまして、３ページをご覧ください。

令和８年に一部改正されました「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、これは、次の議題（２）でも説明させていただきますが、障害福祉及び障害児福祉全般に係る計画について、令和９年度から令和１１年度までを期間とする策定指針となっております。この指針において、難聴児支援に関しても明記されております。

例えば、第１の四の２のところで、難聴児支援における関係機関と連携した支援として、「難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である」とされております。

また、本指針の第２の四の２のところで、「令和１１年度末、すなわち２０２９年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能

を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする」とされております。

続きまして、4ページ目から6ページ目をご覧ください。

令和6年3月にこども家庭庁より通知された「聴覚障害児支援中核機能強化事業実施要綱」では、地域における聴覚障害児の支援体制を強化することにより、聴覚障害児とその家族に対して早期から切れ目なく適切な情報と支援を提供することを目的とし、本要綱が定められました。

この要綱で「難聴児支援のための中核的機能」の詳細が示されていますが、具体的には、聴覚障害児支援に関する業務の経験を有し、一定程度の知識と技量を有する職員（言語聴覚士等）をコーディネーターとして確保し、以下の（1）聴覚障害児に対応する協議会の設置から（5）聴覚障害児に関する研修・啓発まで、事業すべて実施することとされております。

なお、本事業は国が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとしており、「基準額1,700万円、補助率1/2」とされております。この交付金を活用するために実施しなければならない内容ということになります。

続きまして、7ページをご覧ください。

現状の本県における相談体制等について説明いたします。こちらは、愛知県版「お子さんのきこえのハンドブック」の概要版より抜粋したものになります。

現状は、検査結果・治療・療育・教育など、それぞれの不安や悩みごとについて、それぞれの分野の専門機関や行政機関等で対応が行われているところです。当課としては、こうしたハンドブックを作成することなどを通して、支援が必要となるご家族へ適切な情報が届くよう取り組んでおります。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは、本県の難聴児支援における関係機関一覧に係るスライドとなります。

個々の支援機関の情報も、こちらの愛知県版「お子さんのきこえのハンドブック」により周知を行っているところです。

関係機関の名称・住所・電話番号について、県公式ホームページで公開しているハンドブックに掲載しています。

続きまして、9ページ、10ページをご覧ください。

こちらは、中核的機能が整備される前の支援体制と、整備され、さらなる連携が進んだ後の支援体制のイメージ図となります。

整備される前の体制の課題として考えられることは、

- ・当事者の方がどこに相談したら良いか分からない
- ・各関係機関が、教育や療育に関し、どこにつなげばよいか分からない
- ・保護者が広く相談できる機関が少なく、特別支援学校での相談対応が集中して

いる などが挙げられます。

中核的機能が整備され、さらなる連携が進むことで、相談者に対し適切な支援へつないだり、各機関へ専門的な助言を行うことも可能になると考えます。

続きまして、11ページ、12ページをご覧ください。

他県の主な中核的機能の整備状況について説明いたします。

令和7年に実施した実態調査において、難聴児支援の中核的機能を有する拠点を整備していると回答した自治体は14か所であり、その形態は地域の実情に応じてさまざまです。

設置手法による特徴として、共通点は、いわゆる「難聴児支援センター」として中核的機能を整備するにあたり、いかなる主体に設置(委託等)する場合でも、さまざまな関係機関との連携が行われていることが挙げられます。

このうち、医療機関等の型、療育機関型を取り上げると、概ね以下の強みがあるものと考えられます。

医療機関等型の強みとしては、

- ・最新の医学的知見・技術を踏まえた支援を行うことができる。
- ・保護者からのニーズが高い「医療に関する相談」に的確に対応できる。
- ・検査・診断結果をもとに、適切な機関での早期療育に繋げることができる。

などが挙げられると考えます。

療育機関型の強みとしては

- ・センターにて直接、療育面を重視した支援が可能となる。
- ・家族との継続的な関係構築による対応が図りやすい。

などが挙げられると考えます。

続きまして、13ページから15ページをご覧ください。

以降のページでは、先行的に難聴児支援に係る中核的機能を整備している他県の視察報告となります。

今回、長野県と福岡県の2県について、実際に現地へ出向き、取組を伺ってまいりました。

はじめに、長野県の視察結果から報告します。

長野県は、かなり歴史が古く、「長野県難聴児支援センター」を平成19年より信州大学医学部付属病院に隣接する県庁舎に設置しております。

事業体系としては、14ページのとおりですが、新生児聴覚検査でリファールと告げられた家族へ、産科などからセンターへ紹介された情報を基に、センターから保護者へ直接連絡を行うフォローアップ相談を行うとともに、個別支援を始めとした幅広い取組を、療育支援員の方が中心となって取り組んでおられました。

令和6年度の相談実績は、年間2,014件でした。

また、種別ごとの内訳は、15ページに記載のとおりとなりますが、医療に関する相談がもっとも多い結果となりました。

人口規模等地域の特性は本県とは異なる部分もありますが、長い年月を掛けて作り上げられた、実効性のある充実した取組であると感じたところです。

続きまして、福岡県の視察結果を報告します。

16ページから19ページをご覧ください。

福岡県の体制の特徴として、新生児聴覚検査体制の整備を主とする「福岡県乳幼児聴覚支援センター」とセンターとは別事業で実施し、家族支援を主に行う「福岡県聴覚障がい児支援中核機能強化事業」の2つの事業を軸で行っていることがあげられます。

始めに、福岡県乳幼児聴覚支援センターについて説明いたします。

本センターは令和3年に設置され、支援が必要な児の療育開始までのフォローアップを実施しております。

令和6年度の相談実績は、年間967件でした。

資料を少しお戻りいただいて、次に、福岡県聴覚障がい児支援中核機能強化事業について説明いたします。

本事業は、県内4校の聴覚特別支援学校を設置拠点とし、地区ごとに実行委員会を設置のうえ、18ページにあるような、さまざまな家族支援事業を実施しています。

令和6年度は、「地域の保育園、幼稚園及び障がい児通所支援事業等へ、4地区で計41回の巡回支援を実施」などがありました。

こうしたセンターにおける事業と聾学校の機能強化による事業を組み合わせた取組というものも、とても特色ある手法であると感じたところです。

続きまして、20ページをご覧ください。

こちらは、難聴児支援のための中核的機能に係る前回協議会でいただいたご意見の抜粋したものになります。

主な意見としては、

- ・医療機関に設置する場合に、国が求める全ての機能を担うことはなかなか難しいのではないか。
- ・一方で、医療としての診断が切れ目なく行えているかという部分もとても大事。スクリーニング検査後の医療機関との繋がり、診断の内容など、モニタリングとトラッキングができるセンターが望ましい。
- ・センターの設置にあたっては、これまで培ってきた聾学校の乳幼児教育相談でのノウハウを何かしら巻き込む、連携することは絶対に必要と考える。
- ・療育の部分は聾学校の乳幼児教育相談のところで十分できると思う。ただ、聴覚の部分で相談内容が多くあり、センターでは、言語聴覚士を含めた人員体制

を構築してほしい。

- ・乳幼児教育相談は人員が足りていない。センターとして、相談をまず最初に受けるというところは早急にやってほしい。
- ・生まれてから切れ目のない支援というところで、どのように仕事に就いていくかという悩みを持たれている保護者も多い。就職という部分も含めた相談対応ができるとうい。
- ・既存のスキームを活用することはとても大事である。ただ、各機能をそのまま分散させておくのではなく、最初のワンストップを作ることが大事。
- ・他県のやり方、医療だけではなく福祉サイドも含め、センターの役割を担えるところを幅広く検討してほしい。 などのご意見をいただきました。

以上を踏まえた、今後の進め方について説明いたします。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

これまでも、協議会においてご意見をいただきながら、中核的機能の整備として、センターを設置する場合に持たせるべき機能の整理を行いつつ、設置候補先の検討を行ってきたところです。

一方で、現状当課として何を重視してどういった方式で機能を整備していくのが良いと考えているのか、具体的にご説明を行ってまいりませんでした。

そこで、前回協議会でのご意見も踏まえ、現場視察などにより他自治体の取組を精査し、改めて本県における中核的機能の整備のあり方について検討を行った結果として、当課としての考え方をお示しします。

当課の方針としては、本県における社会資源の状況、人口規模なども踏まえ、診断から支援への早期の繋ぎが期待でき、ニーズの高い医療分野に係る相談対応等に強みを持てる、「医療型のセンターの設置を検討すること」を第一優先とし、具体的な設置候補先の検討などを進めていくこと、といたします。

なお、具体的なセンターの事業内容は、設置可能な候補先が持つノウハウの特色や対応可能な人員体制等により変わってくるものと思われませんが、次の原則を満たす必要があると考えております。

その原則は、医療面に比重を置く相談等対応を基本としつつも、保健・医療・福祉・教育、全ての分野との適切な連携のもと、総合相談窓口としての役割を果たすとともに、支援者支援を実施すること、と考えており、このことを踏まえて、検討・調整を図ってまいります。

最後に、今後のスケジュールについて、説明いたします。

国は、令和8年3月31日に改正告示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施実施を確保するための基本的な指針」において、難聴児支援に係る以下2点を都道府県に示しております。

1点目は、「難聴児支援の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

を策定すること」、2点目は、「令和11年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めること」となります。

これを踏まえ、当課としては、別途、今年度見直し作業を行っている県障害福祉計画を難聴児の支援に係る計画としても位置付けるとともに、当該計画へ令和11年度末までに中核的機能を確保していくことを改めて書き込んでいくことを予定しております。

こちらは次の議題の内容となりますので、そこで概要を説明いたします。

そのうえで、可能な限り早期に、中核的機能の整備（センター設置候補先確保）の目途を付けることができるよう検討・調整を進めていく予定です。

以上となります。今回の資料によりまして、当課としての今後の方針についてお示ししたところですが、委員の皆様には、当方針や、医療型でセンターを設置する場合の他機関との連携のあり方やその他留意すべきことなど、幅広くご意見をいただければと考えております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

（柏倉会長）

ありがとうございました。それでは、難聴児支援のための中核的機能の整備について、皆様から御意見をいただきたいと思います。この部分が今日のメインになりますので、忌憚のない御意見を多方面からお願いしたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いします。それでは高橋委員をお願いします。

（高橋委員）

高橋です。他県視察のご報告をいただきましたけれども、これも含めてなんですが、設置されている所が県の庁舎の中であつたりとか様々なところがあるとは思いますが、愛知県としては場所の確保も含めてどのくらいこの事業に関与するところができるか教えていただければなと思います。

（柏倉会長）

事務局をお願いします。

（障害福祉課 柴田課長補佐）

障害福祉課の柴田と申します。様々な設置形態がある中ではございますが、まずは県で直接やる、ということはなかなか難しいものですから、設置手法としては委託をして行っていくということを想定しています。

基本的には委託先の建物を活用して、そこにセンターを置いていくということがベースになると思いますが、そこは今後進めていく候補先の状況を踏ま

えて、適宜検討していくことを考えております。

(柏倉会長)

ということは、県の公的な機関にかかわらず、民間の医療機関ですとか民間の事業所に委託するということも含めて検討していくということによろしいですかね。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

県で直営ということはなかなか難しいので、ノウハウを持つ医療機関等にご協力いただいて、そちらに委託をしていくということがベースになるというふうに考えております。

(柏倉会長)

それでは他の委員からご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回、以前の議論を踏まえて、他県の実情を非常に丁寧に調査されたり、実際に出張いただいて調査もされているようですけど、いろいろな形態がありますよね。スライドの 11 ページにあるように、医療機関が一番多いんですけど、それ以外に療育ですとか当事者団体も含めてですね、多方面に各県では展開をされているんですけど、愛知県の実情を踏まえて、いくつか見られた中でこういう形態が望ましいなというような印象を持たれたとか、もう少し踏み込んだ感想を伺いたいと思います。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

担当が説明申し上げたように、他県の状況も踏まえて、まずは医療機関型というところが当課として考えているところです。その上で、前回の協議会で同規模の県の状況も見ながらというようなご意見もいただいておりましたが、例えば神奈川県ですと、神奈川県聴覚障害者総合福祉協会、おそらく、愛知県でいうと愛聴協（愛知県聴覚障害者協会）さんのような団体だろうというふうに思っておりますが、大阪府についても大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターということで、こちらも関係団体といいますか、そういったところに委託をしているということかと思えます。また埼玉県については、埼玉県社会福祉事業団というところに設置をしているようです。

先ほど最後のスライドでも、本県の社会資源の状況というご説明をさせていただきましたが、なかなか愛知県内では関係団体で実施をしていくという想定が今のところ取れないというところもございますし、埼玉県のような聴覚障害に特化した療育機関を県として持っている状況でもありません。そういった意

味で、関係団体ですとか、療育機関を選択肢とするのは今のところ考えておらず、まずは医療機関等に対して、調整をしていくというところで総合的に考えてるところでございます。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

今の話の関連ですけど、前回の議論の中で、これはスライドの 7 ページにも関係するんですけど、愛知県ではすでに相談を中心に聾学校の教育相談などが非常に活発に行われていて、手一杯だというような状況もあって、ここを何とかして欲しいといった声も実際ありましたので、こういった教育機関を含めた展開はありなのか、そのあたりは、他県の状況を見ていただいて何かありましたか。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

そうですね、まさに福岡県のやり方が、医療中心のセンターを置きながら、別で聾学校を中心とした事業を実施しているというやり方で、特徴的な事例を見てまいりました。

現状は、第一方針としてはご説明したとおり、医療型のセンターを設置し、そこで一括して総合的な対応を行っていくというのが大事ななと思っております。

例えばそのセンターができれば、今、特別支援学校に集中しているような相談も、少しセンターで対応できるものも出てくるかと思っておりますので、そういった意味でセンターも機能するといいなと思っております。当然今後進めていく中で、聾学校とか、それこそ本庁の特別支援教育課と話をさせていただきながら、連携できるところはしっかり連携させていただきたいと考えているところでございます。

(柏倉会長)

私の方で振っててはいけないんですけど、今の議論の関連でですね、岡部委員。提案されている中で、医療の専門的な助言も含めて、センターとなるとそちらとの連携が当然出てくると思うんですけど。福岡の事例もありましたが、何かご意見ありましたらお願いします。

(岡部委員)

ひがしうら校舎で教育相談担当しております岡部といいます。よろしくお願いいたします。

視察を 2 県行っただいたということで、長野県は医療、福岡県の方は、医療も関わりつつ、難聴に特化した特別支援学校が拠点になっているということ

で、今の愛知県のお話を聞きますと、このいいところを合わせてというイメージでよろしいでしょうか。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

基本的にはセンターで総合的な役割を担ってもらって、聾学校とも連携させていただきながら、いい方向に向かっていくということを考えております。

(岡部委員)

今、現場の方は人員が足りない。教育現場も先生が足りないし、相談機関も人が足りないということなんですけれども、保護者の方が、現在右往左往をしながら進路を決めたり、相談窓口を自身で調べているというのが現状です。その現状の解消といたしましては、やはり一番最初に行き着く病院から、どんどんコーディネーターの方が支援を広げていただくということが基本のスタートにはなるかなと思うんです。検査が大変なところ、そのセンターがどういう機能を持たせていくかっていうところは、本当に細かく、医療側の負担にならないような、そして今現在ある学校のノウハウを、必ず活かしてほしいと思っています。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

今回委員が代わられたのですが、以前聾学校の校長先生もいらっしゃってて、この件については、やっぱり教育機関が今担っている業務、この大変さも含めて、重要な意義を担っているので、センターの中でそれをうまく活かしていきつつ医療との連携が図られればいいということをおっしゃっていたことが非常に印象的なので、そのあたりぜひまた県の方で検討の材料に1つ入れていただきたいなというふうに思います。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

承知いたしました。

(柏倉会長)

全国的に見ると、医療機関を中心というセンターが多いんですけれども、本日医師の先生方もいらっしゃっているので、医療のお立場でご意見をいただければと思います。江崎委員お願いします。

(江崎委員)

あいち小児保健医療総合センターの江崎です。

視察お疲れ様でした。今どこにその設置場所を持っていくかというところが一番で、そこがどの程度の場所でどのような規模で、何ができるかというところが、もちろん一番難しいところとは思いますが。

今回長野県と福岡県ということで、長野県はお話にもあったように、割と小規模人口の体制で、昔からやっているのに、医療機関で全て行えている歴史もあるし行える規模ですが、愛知県はどちらかというと福岡県に近く、これは以前にもお話をした話にはなります。

医療機関が長野県のように、全てコーディネートも含めてやれるのが一番理想とは思いますが、場所によっては、やはり、全部、今のお話で何度も言うように人員がとか、全てを把握している人がどれだけ集められるかっていうのも、非常に難しい。場所以上に難しいところだと思うので、福岡県のように、内容を少し分けてやっているのは非常に参考になるなと思いました。

今、それぞれ聾学校が教育相談をやってくださったり、医療機関に繋がれば、医療機関が検査をしたり、補聴器や人工内耳のお話をするということは、基本的にはできていると思いますが、そこに繋がるまでの隙間がたくさんあってそこを今どうしたらいいか、それを担えるのがセンターだと思います。

1つは、新生児聴覚スクリーニングを終えてから、診断されるまでの間の部分。この部分の心理的なサポートと人工内耳や補聴器という医療の相談、あとはその後のモニタリング、トラッキングがあると思います。

なので、この福岡県の資料を見ると、聴覚支援センターというのが多分新生児聴覚スクリーニング後、きちんとその後も繋がっているかという把握がメインの役割なのかなと。

あと、難聴かもしれないとか、難聴であるということがわかった後での相談というところがこの中核機能強化事業に入るのかなというふうに思うので、愛知県も少し参考になるなと思いました。

また、聴覚支援センターの方は子育て支援課が設置者になっていて、こちらの中核機能強化事業の方は、実施者が障がい福祉課になっているんですけど、設置者が同じところでない理由ですとか、聴覚支援センターは設置年月が令和3年からになっていますが、中核機能強化事業はいつからやっているのでしょうか。昔からやっていて、一緒に共同してやってみえるのかとか。

設置場所を決めて、設置場所に対して何をお願いしたいかを具体的に決めていかないとお願いしにくいと思うので、役割を相手に説明するときに明確にしておくといいかなと思います。

その部分が福岡県が参考になると思ったので、分かれば教えていただきたいなと思います。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

難聴児支援の仕組み自体が、新生児聴覚スクリーニング検査の体制整備の話と、それから障害児支援の枠組みの話の2つがミックスされた施策分野というところになっておりまして、福岡県はそれをほぼ明確に分けて、母子保健部門の部局、課において、この乳幼児聴覚支援センターを設置し、その後のといいますか、療育を中心とした部分は障がい福祉課が担当しているというような分けになっているようです。このように明確に分けて取組を推進しているのは珍しいのかなという感覚を持っております。

いずれにしても、今後の検討にあたっては、障害福祉課と新生児聴覚スクリーニング検査所管の健康対策課と話し合いをしながら、あるべき姿を考えていくところではございますが、現状私どもが考えているのは、完全に分けるというよりは、設置するセンターにおいて、国が実施要綱で示している(2)から(5)を、網羅的にやる形を考えております。

ただ、医療機関がその巡回支援とかも含めて全て、長野県のような形でやるのは難しいというふうに私も考えていますので、内容に濃淡が出てきますが、基本的には、先ほど担当が最初に説明した、国の実施要綱の(2)から(5)で示されている、連携体制の構築と家族支援、それと巡回支援と研修、それを網羅的に満たす形の機能を持ち、総合相談窓口のようなことができるようなセンターをまずは模索をしていきたいというふうに考えております。その上で、今後調整をしていく設置候補先の状況も聞きながら、折り合うところでやっていきたいというふうに考えているところです。

(柏倉会長)

関連ですけど、中核的機能に係る国の方針で、横断的に保健医療福祉を連携しろって言ってるので、どうしても我々の過去のイメージだと、行政の縦割を感じてしまうのだけれども、教育委員会含めて柔軟にやるという前提で、受けとめてよろしいですかね。

例えば、学校というのは教育委員会の管轄で、そこに障害福祉課の予算がおりて人を手だてしてとか、いろいろと複雑な感じがするんだけどそれは十分可能な前提で議論してもいいということですね。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

例えば、国庫補助を障害福祉部局が受けて、学校側で作った任意団体にお金を出すというやり方などは考えうると思います。

ただ、繰り返しになりますが、現状としては医療型のセンターを設置をしていくというのが当課としての考え方としており、そういった検討の中で当然教育

部門と保健部門の部局にお話をしながら進めていきたいというに考えてるところです。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

医療の視点でということでお話いただこうと思ったら、今、江崎委員からもですね、福岡のタイプが理想的ということが出たんですけども、他、医療の立場でこの医療機関中心型で何か可能性についていかがですか。高橋委員お願いします。

(高橋委員)

高橋です。

この福岡県の取組は、やはり愛知県にとっても参考になるなと思いましたし、医療型で目指してくのはいいなと思います。

検査を申請し、聴覚スクリーニングを受けた後で、まだ難聴と診断されない間のところをつなぐとなると、どこへ行ったらいいかわからない。それから、その検査のことも関わってきたりとか、これからどういうふうに対応していくかということを考えていくと、こういう医療型のタイプで、福岡県の乳幼児聴覚支援センターの、主な事業内容に記載されている療育開始までのフォローアップというところの体制は、目指してるところに近いのかなと思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

この場での議論ではこのスライドの 7 ページ目にありますけども、現在行っている業務、特にセンターに対して予想される利用者さんのニーズでいくと、聾学校がやっている教育相談が非常に大きなウエイト占めていますので、ここを中心にして、医療機関と連携をしながらですね、医療の視点で様々な助言をいただきながら進めるようなセンターのあり方が望ましいというような、1つ共通した認識が出てきたのかなというふうに思っているところです。

時間も限られてきましたのであと1件ぐらい他の視点で何かありましたらお願いしたいと思います。

お二方、まず、中嶋委員、そのあと三宅委員でお願いします。

(中嶋委員)

愛知県聴覚障害者協会の中嶋です。

医療型に対しては、ちょっと不安を感じております。

理由は、静岡県のセンターで病院の中に設置したというふうに聞いていますが、そこでは、全く手話は分からない、必要ないという考え方を持っていらっしゃるということも聞きます。

私たち聴覚障害者協会としましては、生まれたときから死ぬまでの間、ライフ全体をとらえて考えている。私たちの考えるところとしては、手話言語も大事だという考え方を持っておりますので、手話言語というコミュニケーションで育てる方法もあるんだということをきちんと掴んだ上で、人生を過ごしていく。

協会としては、介護施設の運営もしております。

口話教育で学び、それを学んだ人が途中から手話言語を覚えて、人生を送るということもあります。生まれたときは聞こえる子であってほしいという親の気持ちは十分わかります。

私自身もそうでした。25歳までは補聴器で過ごし、人工内耳とかいろんな方法があるということ、いろいろ考えた上で最終的に手話言語を選択しました。そういうコミュニケーション方法があるんだと。

病院の中で、手話言語で育てるという方法もあるんだということ。手話言語について、相談の中に入ってくるのかどうか不安があります。

あいち聴覚障害者センターでは、きこえない人たちがたくさんみえます。きこえない大人を子どもたちは見る機会ないと思うんです。補聴器をつけながら、きこえない大人の生活しているということをやはり見てもらう必要があると思うんですね。きこえない大人の様子を見て、こういう姿で生活ができるんだと。

病院、教育の場で終わった後の人生、仕事をする期間が随分長いんですよね。その生活はとても大事な時間だと思うんですけど、そこを見ずして子どものときだけの教育方針っていうのではなく、そこまでを見据えた上での考え方をしていただけるとありがたいかなと思います。

あいち聴覚障害者センターで話し合った結果、私どものセンターの中で、そういった支援の場を設けてもいいって話が出ております。

医療型だけではなくって社会モデルとして、きこえない人が自分自身でいろんなことを決められるような環境、やはりあいち聴覚障害者センターの中にそういった中核センターができるととてもありがたいなと思って提案したいと思います。

(柏倉会長)

団体の中にセンターを、ということでしょうか。

(中嶋委員)

そうです。

(柏倉会長)

分かりました。新しい提案ですね。これは兵庫県型になりますかね。

兵庫県は聴覚障害者協会が引き受けて行っているということで、愛知県においては、今おっしゃっていただいたような形で、愛知県聴覚障害者協会が、センターの設置を引き受けるという議論をしてきたという報告でよろしいですね。また選択肢の1つとして、県の方でご検討いただければと思います。

それでは三宅委員お願いします。

(三宅委員)

名古屋市中心療育センターの三宅でございます。

今回、センターの考え方の中で、総合相談窓口の役割を果たすってことをうたっているとみています。

私どもも障害児のお子さんのいろんな相談窓口として承る立場でもあるということ踏まえて、1つお話しさせていただければと思うんですけど、多分、センターが一番最初にお問い合わせをいただく場所になってくるのかなというふうに思うんです。私どもの中央療育センターでも、やはりそこが一番大事なというふうに常々思っており、そういったところでできるだけベテランだとか経験がある職員を配置しながら、丁寧に保護者の方へ聞き取りをするように努めているところでございます。そういった中で考えたときに、センターを作っていくということにあたっては、どういう形をとるにしても、必要な知識やスキルを持つ職員の配置が必ず必要になってくるのかなというふうに思うんです。

なので、今後検討するにあたってはその形とともに、どれぐらいの体制できちっと運営できるか、そういった整備の検討もあわせてしていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

それでは予定された時間も来ておりますので、では江崎委員お願いします。

(江崎委員)

江崎です。

先ほどの中嶋委員のご意見に対してですが、医療者の中でもいろいろな考えを持ってみえる方もいて、それぞれ県とか地域によっても特色があるのは知っているというか、今のお話よくわかります。

早く診断されて補聴器や人工内耳という形で聞き取りがしやすい状況は、以

前と比べて格段に良くなったと思うのですが、ただそれで全部が解決する話ではないことは、お子さんを見ていると、日々長く見ていれば見ているほど思います。

手話がなくなることはないし、どれだけ聞き取りがいい状況にいたとしても手話が必要になる子は必ずいて、それは最初から手話を一緒に学んでいく子もいれば、中嶋委員が言われたように途中から獲得することによって、コミュニケーションをより自信に変えていく子がいるのもわかります。私としてはそう思っています。

ですが、医療者の中では、例えば補聴器とか人工内耳があればそういうものがなくてもできると思っっている医療者もいます。医療者に対して、教育というか、そういう機器だけの問題ではなく、コミュニケーションとして、そのお子さんや成人になったときに、どう生活を確立していくといいのかという視点を持った上で、医療の相談をしていくことの道筋を学んでもらうという、それも今後、センターの大事な目的かと思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた議論は非常に重要なことで、中嶋委員がおっしゃったのは、やっぱり聴覚障害の方の聾文化とかね、手話のコミュニケーションというものを軽視しないで、この事業を進めるべきだというふうに私は受けとめました。

なので、単に中嶋委員がおっしゃっていた愛知県聴覚障害者協会がやってもいいよということであってそこが一番いいという話ではなくて、そういうことを重視しないでやられては困るというふうに受けとめたんですけどそれでよろしいですか。

その前段で例えば聾学校での相談なんかを医療機関と連携しながら進めるという議論が多かったんですけど、そこに反対ということではないというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

(中嶋委員)

すみません中嶋です。

あいち聴覚障害者センターは療育の部分、医療的なところ等を含めて、教育、仕事、そして卒業後、就職してからの悩みというものがとても多いんですね。

いろいろな知識不足だとか、マナーとか、いろいろなものがちょっと身につけていなくて、誰かに教えて欲しいという、そういう声が現実的にとても多いんです。

スライドの20ページにも掲載されているんですが、切れ目のない支援という言葉がありますね。それを私は強調して申し上げたいです。

学校を卒業するまでにとってもいい教育を受けても、卒業後の長い人生、その生活がとても大変な状況が現実起きているんですね。

そういった辺りの相談をあいち聴覚障害者センターはとてもたくさん受けているんです。

なので、生まれたときからずっと、学校にいる間、それから卒業後も全て切れ目のない支援をしていただければありがたい考えということです。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

当然、センター設置後も当事者団体の協力は欠かせないと思いますので、今中嶋委員がおっしゃったような切れ目のない支援ですとか、手話のコミュニケーションを重視するとかそういったことは、ぜひまたご助言いただきながら、運営に反映していくような形でですね、今のご意見はきちんと事務局で受けとめていただくということでよろしいかなと思います。

概ねですね、聾学校での相談のようなところを中心に医療者の専門性と連携をしながら、具体的には福岡県のモデルを参考にした、県としてのセンター設置に向けた動きというのがこの委員会での概ねの意見というふうにまとめさせていただきたいと思います。

ですので、教育と絡んできますと、本日特別支援教育課もいらっしゃってますので、議論はぜひ教育委員会の方でも反映させていただいて、また受けとめていただければありがたいなと思います。

それでは、私の不手際で時間を延長していますが、次にですね、議題2「障害福祉に係る次期計画の策定について」、事務局からお願いします。

(2) 障害福祉に係る次期計画の策定について

(障害福祉課 小田嶋主事)

それでは、今回の議題について事務局から説明いたします。

以降、着座にて失礼いたします。

資料2「障害福祉に係る次期計画の策定について」をご覧ください。

始めに、本議題の趣旨から説明いたします。

本県では、障害のある人が、地域で安心して暮らせるための総合的な計画「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を策定し、障害者施策に取り組んでいるところです。2026年度は、その計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定するためのご意見をいただきたく、議題とした次第です。

なお、計画の章立ては資料左側、中段の表のとおりにしたいと考えております。

また、表の上から6つ目、「第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等」の一部を「難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画」として位置づけることとしたいと考えており、委員の皆様からは、後ほど、資料右側を基に、当該計画に関係する事項につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、計画期間及び計画策定のスケジュールについて説明いたします。計画期間は、2027年度から2032年度までの6年間とします。

また、一部の一体的に策定する計画等については、計画期間を2027年度から2029年度までの3年間とすることから、3年後の2029年度に見直しの検討をしたいと考えております。

計画策定のスケジュールは、資料左下の表のとおりですが、計画案の検討を経て、来年3月に策定及び公表を予定しております。

続きまして、「5 難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画」について説明いたします。

この計画は、難聴児の早期発見・早期療育の推進のための基本方針に基づいた計画として、2027年度から2029年度までの3年間の計画期間としていくこととなります。

計画の趣旨としては、聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画を策定するものです。

また、計画の骨子素案として、国の基本方針で計画に盛り込むことが考えられる基本的な取組として示されている事項を踏まえ、以下のとおり記載しております。

大見出しとして3点あげており、白丸(○)の「難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保」、「新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等」及び「特別支援学校のセンター的機能の強化」をあげております。各大見出しに対し、詳細な事項を記載している内容となっております。

- 1点目、「難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保」するため、
  - ・都道府県における難聴児支援担当部局を明確にする。
  - ・関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
  - ・難聴児とその家族等に対する精密検査機関の紹介や、支援に関する課題を関係者で共有により、支援の充実を図る をあげております。

2点目、「新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等」をするため、

- ・新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備のための協議会を設置し、新生児聴覚検査の推進体制を整備する。
  - ・新生児聴覚検査から療育等に至るまでの支援を遅滞なく実施するための手引書を作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行う。
  - ・難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施する。
  - ・産科医療機関等の検査実施状況の把握や精度管理等を実施する。
- をあげております。

- 3点目、「特別支援学校のセンター的機能の強化」のため、
- ・聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実する。
  - ・特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や専門家の活用等を行う。
  - ・地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行う。
- をあげております。

以上となります。今回の資料によりまして、障害福祉に係る次期計画の策定についてお示ししたところですが、委員の皆様には、障害福祉に係る次期計画に位置付ける難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画の骨子素案について、先ほどのいわゆる難聴児支援センターの視点のみならず、幅広くご意見をいただければと考えております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

これは右の方の5番がですね、主な議論になるかなと思うんですけど、5番の(4)の、計画の骨子素案で3つポイントを挙げていただいておりますが、1つ目につきましては先ほど随分議論を深めたところかなと思いますので、中核的機能を有する体制確保についてはこれ以上意見いただくとちょっと時間が足りなくなっちゃうかなと思いますので、2つ目の新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有、あと特別支援学校のセンター的機能、この辺りでご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。お願いします。

(今枝委員)

特別支援学校長会の今枝と申します。千種聾学校で校長をしております。

特別支援学校のセンター的機能の強化という部分について、実情を申しますと、乳幼児教育相談にかかる人的な部分というのはですね、現在も一応、教育委員会の方からそれなりにいただいているんですけども、それでは賄いきれなくて、今の資産、教員で言うと教員定数の部分ですね、教員定数の分も割って、

乳幼児教育相談に来ているっていうのが現状です。

ですので、福祉局の方からでもですね、やっぱりそういうところに強化というのであれば、もう少し後押しをしていただかないと、聾学校としてやれることというのはもう限られていくというのが現状であると。

教員の定数というのは、どうしても今通っている学齢のお子さん方、幼稚園も含めてですけども、お子さん方の人数によって決まってくるので、現状子どもたちの数がどんどん右肩下がり、下がってきてるという状況があるところで、教員もどんどん人数が少なくなっている。

そこからまた、強化という形でそちらの方に人員を割いてくれと言われても、もう、ない袖は振れないというのが正直なところではあるかなと思いますので、またいろいろご支援していただけるとありがたいなというふうに思ってます。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

ありがとうございます。

議題が少し戻ってしまうんですが、本日福祉局がお示しをしたのは、これまでの議論で、特別支援学校に相談等が集中をしているというようなご指摘もあり、そのあたりをセンターを設置することによって、ある種、特別支援学校に今、集中してるものを軽減できるのではないかということも含めてこの資料をお示したということです。

ただ、その上で今回の議論の中で、むしろ乳幼児教育相談のところを強化をしてというようなお話をいただいたというような流れかと思いますので、本日のご意見をいただいて、またそこは、我々も考えていきたいと思います。

(柏倉会長)

ありがとうございました。それでは岡部委員。

(岡部委員)

はい。私からは2点です。

2つ目の○の、療育等につなげる体制整備となっておりますが、そもそも療育等という、その療育は何に当たるのかという点と、2つ目の○、特別支援学校のセンター的機能の強化ということで、センター的機能の強化に保育園や幼稚園、乳幼児をスタートといたしまして、各方面の難聴に携わる、療育機関、関係機関の強化に繋がるのかどうかというところの2点です。

(柏倉会長)

お願いします。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

すみません、療育等というのはどの部分のことでしょうか。

(岡部委員)

白丸の1つ目の点の「新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備」となっておりますが、現在、教育相談は療育機関ではなく相談機関ということで人員が校内操作でつけられているので、相談窓口ではありますが、内容的には療育に大変近いことを一生懸命先生方がやってくださっているのです、療育ととらえていいのかというところなんですけれども。

(障害福祉課 柴田課長補佐)

乳幼児教育相談を療育ととらえてよいのかということですね。私からはなかなかお答えが難しいです。

(柏倉会長)

社会福祉の分野では、教育相談は療育等には入れないんじゃないかなというふうに思います。市町村の方が詳しいと思いますがいかがでしょう。多分教育の一環だと思いますが、ただ、重なる部分はありますよね。

(岡本委員)

もちろん。

(柏倉会長)

よろしいですかね。岡部委員、今の議論はよろしいですか。

(岡部委員)

はい。

市町村の療育に聾学校と並行で通われてる方もひがしうら校舎の教育相談にはいらっしゃって、やはり聴覚だけではなくて身体的な面や、嚥下の部分ですとか、トータル的にお子さんの支援をしていくという面では、連携をさせていただいておりますので、本当にさまざまなお子さんがいらっしゃるということ。

また、これも踏まえて、この療育とは、あとはセンター的機能とはというところの話が、もう少し聞きたいと思います。

(柏倉会長)

ありがとうございました。よろしいですか。それでは、高木委員お願いします。

(高木委員)

愛特研の会長をしております小牧市立光ヶ丘小学校の校長の高木と申します。

先ほど今枝委員がおっしゃった、教員の適切な配置というところで私も思うところですが、少子化でということだけではなく、医療の進歩により、聾学校ではなく地域の学校を選ぶお子さんが増えてきているなと思います。

それでも、例えば本市ですと、難聴学級はしばらく前にあって、間があって、今年立ち上がったっていうような形で、本当にポツポツしかなくて教員のノウハウがなかなかない中で、センター的機能を使っていろいろアドバイスをいただいている現状なので、特別支援学校の教員については、定数以上の地域支援分の配置をお願いしたいなという現状です。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

特別支援教育課がいらっしゃるということでまたぜひお伝えいただけたらと思います。

併せてですね、教員の専門性向上ということで、私は今、名古屋市教育委員会のスーパーバイザーをやってまして、小中学校の通級指導を受けている障害のあるお子さんの支援をやっているんですけど、やはり最後に頼るのは特別支援学校なんだけど、特別支援学校の教員の専門性が、ちょっと心配というところを感じてます。

これは、1つはやはり教員は異動があるので、聾学校とか盲学校は数が少ないので、中心になってる教員が異動しちゃうと、なかなか専門性が担保できない状況があるんですね。

盲学校の先生で点字がきちんと打てないというような先生がいたり、聾学校の先生であっても、聴覚障害の相談に必ずしもスムーズに応じることができないという話が保護者からよく聞かれるので、こういった専門性の向上は校長先生も含めてだと思っただけでも、やはり校内にそういう専門家をきちっと育てるようなシステム、教育委員会も人事を機械的に動かすのではなくて、そういう専門性の高い教員の割合をきちっと、この1つ目と2つ目はまさにそうですね、配置とかも含めて。

ただそういう先生は有能なのでどんどん教育委員会に行ったり総合教育センターに行ったりするのはわかるんですけど、そういう先生もきちっとこう、カウントしながら、地域支援をやっていただくといいかなということは常日頃感じているところです。

すいません私の方から要望申し上げました。その他いかがですか。お願いします。

(岡本委員)

小牧市の岡本です。

保健の立場からですが、新生児聴覚検査に関しては、各市町から補助をしておりますが、その補助金額はさまざまで、自己負担額もさまざまな中皆さん受検されています。必ずしも 100%の補助ではないのが現状です。pp また実施する検査機器も、県が医療機関へ補助を出していただいて機器の入れ替えの推進をしてくださっているんですが、その検査機器も現状では統一されておらず、この辺りの体制整備も引き続き必要になってくると思われます。

検査をちゃんと受けることができ、その結果をしっかり把握して、切れ目なく支援していくための体制整備がセンターの機能にも求められてくると思います。受検された子の結果の把握も大切ですが、まずは全ての子が新生児聴覚検査を受けることのできる体制整備が必要と感じています。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

それでは時間も来ておりますので報告事項に移ってまいりたいと思います。

報告事項(1)ですね、令和7年度県事業の実績及び令和8年度県事業について、事務局から説明をお願いします。

## 8 報告事項

(1) 令和7年度県事業の実績及び令和8年度県事業について

(障害福祉課 長瀬主査)

それでは、まず始めに令和7年度県事業の実績及び令和8年度県事業のうち、障害福祉課関連の事業について説明いたします。

資料3の1ページ目をご覧ください。

まずこの表の見方について説明致します。

左の欄が令和7年度取組実績であり、右の欄が令和8年度実施見込みとなっております。

事業の説明に移りますが、県障害福祉課関連として、継続事業で「愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金」を実施してまいります。

令和8年度予算額については850万円余となっております。令和7年度の決算額は、750万余円でした。

なお、対象者／連携者の欄の(2)については、昨年度の当協議会で御説明し

ましたとおり、医師が装用の必要を認めた場合には、聴力が 30dB 未満であっても助成対象とする例外規定を追加し、今年度事業から適用しております。

次に、表の下段のその他の取組として、継続事業となりますが、県障害福祉課内に手話相談員を配置するとともに、愛知県県民相談・情報センター等において、予約制で手話相談員による出張手話相談を行ってまいります。

(障害福祉課 小田嶋主事)

また、市町村における児童発達支援センターの整備を促進してまいります。

児童発達支援センターは、地域における難聴児を含む障害児支援の中核的機能を有する施設であり、圏域での設置も含め、全市町村に整備することを目標に掲げ、整備の促進を図っております。

令和 8 年 4 月 1 日時点では、37 市町で設置されています。

以上が、障害福祉課関連事業についての説明となります。

(健康対策課 三輪技師)

健康対策課の取組について説明いたします。資料 3 の 2 ページ目をご覧ください。

新生児聴覚検査は、先天性難聴児を早期発見し、治療や早期療育につなげることができるため、すべての新生児に受けていただくことが望ましい検査です。

そこで、健康対策課では新生児聴覚検査の受検率向上等の推進を目指し、平成 30 年度から「愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議」を開催するとともに、令和 6 年度からは、聴覚検査機器自動 ABR を購入する分娩取扱い機関に対して、購入費用の助成を行っています。昨年度につきましては、推進会議を令和 8 年 3 月 16 日にオンラインで開催、検査機器購入助成を 2 施設に行っており、今年度におきましても、同様の実施を予定しています。

市町村では、母子健康手帳交付時や両親学級等を活用して新生児聴覚検査の啓発や、新生児訪問や乳児全戸訪問等の際に母子健康手帳等から検査の受検状況を把握し、未受検者への勧奨や要支援児とその保護者に個別支援を行っています。

また、新生児聴覚検査を未受検のままの方の他、後天性の難聴や進行性難聴の方もみえるため、乳児健診や 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診においても聴覚の状態を把握し、難聴児の早期発見に努めています。

なお、令和 6 年度から県内 54 市町村すべてで公費負担による新生児聴覚検査が実施されるようになっております。

健康対策課からは以上です。

(特別支援教育課 西川指導主事)

続きまして、教育委員会特別支援教育課からお願いいたします。

一つ目は、個に応じた教育推進事業（ろう幼児教育相談）です。

こちら、ろう幼児教育相談に関わる事業は、聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するために、昭和51年度より実施してきた事業です。

言語習得の基礎というのは3歳までにほぼ完成されることから、聴覚障害児には、早期教育が特に必要との観点から実施されております。

県立聾学校幼稚部設置校5校の千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校に5名の相談員を設置しております。

昨年度の5校での相談実人数は、合わせて169人となります。

内訳は、千種聾学校が55人、千種聾学校ひがしうら校舎が19人、豊橋聾学校22人、岡崎聾学校36人、一宮聾学校37人です。

各学校で、学齢によって週1回～月2回などの頻度で相談活動をしており、延べ相談件数は、3097件となります。

内訳は、千種聾学校が1060件、千種聾学校ひがしうら校舎が299件、豊橋聾学校270件、岡崎聾学校283件、一宮聾学校1185件です。

次に、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導についてです。県立盲学校・聾学校の教員が、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒が在籍している公立小中学校に出向き、障害の改善や克服を目的とした自立活動を行っています。担当教員は、愛知県には、国から10人が加配されており、県内5つの聾学校に二人ずつ配置されています。聾学校による通級に限れば、昨年度は111名の児童生徒が指導を受けました。今年度は93名の児童生徒が指導を受けています。頻度としては、1週間に1回から1か月に1回程度行っています。

次に、発達障害児等支援・指導検討会についてです。県立特別支援学校の教員が、希望のあった公立幼稚園・小中学校に出向き、幼稚園・小中学校の教員と共に、障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討し、教員の資質向上を図ることを目的としています。そのうち、聴覚障害については、5つの県立聾学校に年間6回ずつお願いし、合計30回行います。

最後に、その他として市町村教育委員会や小中学校での合理的配慮の取組についてです。特別支援教育課では、毎年、県内の市町村教育委員会に対し、合理的配慮の事例の報告をお願いしています。個々に状況は違うため、全て同様の対応ができるというわけではなく、実際にこのような対応をしたことがあるという事例の紹介になります。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

完全に時間が超過しておりますので、引き続き報告事項2件目を岡部委員からお願いします。

(2) 他県の事例紹介（秋田県聴覚障害支援ガイド）について  
(岡部委員)

着席のまま失礼いたします。

参考資料1で、かたつむりの絵がついている資料になりますが、「秋田県立聴覚支援学校聞こえと言葉支援センター」というところで制作されました。

令和7年2月改訂版ということで、一番新しいものかと思います。

私がこのガイドが大変優れていると思うところは、目次のところ、1から7までございますが、0歳で生まれてから成人を迎えるまでの切れ目ない支援というのがこの1冊に全て組み込まれているということです。

私は、保護者当事者になります。保護者が相談に行きたくなるタイミングというのがあり、やはり聴覚障害が分かったや進路を選ぶとき、子どもがどう育っていくのか心配でたまらず、何かの段階で保護者の方が右往左往しますが、この資料を見ると、とても細かく写真や図などを用いて、初めて聴覚障害を知る方が事細かく理解していただけるのではないかと思います。先ほどから、委員の皆様とお話している切れ目ない支援や、あとは、コーディネーターを立てて、円滑に支援をしていく中で、保護者支援、支援者支援、この支援者というのは、聴覚障害児に関わる全ての方の支援の中で、初めて聴覚障害のお子さんを担任に持たれるという場合でも、聴覚障害のことを1から知っていただくことができるのではないかと思います。私がこの資料を皆さんに読んでいただいて、この「秋田県立聴覚支援学校の聞こえとことばの支援センター」にどのように活用しているのかとかですね、いろいろ個人的に聞いてみようかなと思ったんですけども。この場を借りて、やはり県を通してお聞きいただいたほうがいいのかなということで、どんなタイミングで使っているのかとか、中にはチェックリストも入っているので、教員の先生が学習において気をつけていることのチェックリストなどもありますし、目を通していただけたら今後の参考になるかと思います。

(柏倉会長)

ありがとうございました。それでは報告事項は2件ありました。全体通して質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

皆様ありがとうございました。進行の不手際で、時間をかなり超過してしまいました。申し訳ありませんでした。

事務局におかれましては、本日の議論をもとにですね、事業の取り組みを進めていただきたいと思います。

進行を事務局にお返しします。

(障害福祉課 小田嶋主事)

柏倉会長、議事の進行、ありがとうございました。また、委員の皆様方には長時間にわたりまして、熱心な御協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

事務連絡となりますが、第2回の会議は令和9年2月17日(水)午後2時から開催することを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

会場は、今回と同様に、愛知県自治センター6階602会議室及び603会議室となっております。

それでは閉会にあたりまして、愛知県福祉局障害福祉課担当課長の伊藤から御挨拶を申し上げます。

(障害福祉課 伊藤担当課長)

本日はお忙しい中、長時間にわたり協議をいただきましてありがとうございました。

本日いただきました御意見につきましては、しっかりと事務局で整理し、今後の取組や次回の会議につなげていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本県の難聴児支援施策の推進につきまして、引き続き御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和8年度第1回愛知県難聴児支援協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。